

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所6-6、6-7会議室

## ○議事日程

平成30年11月6日（火曜日）午前9時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 議案第5号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (7) 議案第6号 関市地域農業振興計画の変更検証に係る意見について
- (8) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員（18名）

1番 安田 美雄 君	2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君
4番 佐藤 平和 君	5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君
8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君
11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君	13番 安田 孝義 君
14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君	16番 野村 茂 君
17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君

## ○欠席委員

7番 片岡 篤夫 君

## ○委員以外の出席者

産業経済部長	横山 伸治 君	農業委員会事務局長	西部 成敏 君
農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局主任主査	山下 清司 君	農林課課長補佐	安田 学史 君
洞戸事務所主事	長屋 一也 君	武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君

午前9時00分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）定刻となりましたので、只今より農業委員会を始めさせていただきます。

初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○会長（野村茂）早朝からの会議ということ、また足元の悪い中ご参集頂きまして誠にありがとうございます。災害とかで暗いニュースばかりが続いておりましたが、野球の関係のドラフト会議で大阪桐蔭の根尾選手が中日球団からの1位指名という事で、中日ファンの方、特に岐阜、愛知の方にとっては願ったり叶ったりという事で、ホットな話題ではないかなと思います。特に岐阜県からは根尾選手を含めて6名の選手が指名をされておるという事で、二重の喜びではないかと思っております。本当に暗いニュースの中で、久々のホットなニュースだと思っております。そんな中で作況指数が全国平均が99、岐阜県は97でやや不良という事が、中間であり最終ではないのでまた変わる事もあるかと思いますが、農業新聞では報じられておりました。そういった事で、めぐみの管内のJAさんのお話を聞きますと、コシヒカリは7月から8月にかけての日照りが続いたという事で1等米が1割しかないという事でした。そういった事でたいへん稲作にも日照りについては大きな影響があったのではないかと、そんな風に思っております。特に私共も精米をしておりますと、米が白い部分が目立ちましてこれも日照りの影響だという事でございます。また、私も勉強不足でこれを解消するにはどうしたらいいのか、また皆様方からお聞き出来ればありがたいなど、教えていただければと思いますのでよろしくお願い致します。そういった事で、いろいろある訳ですが、特に私が関心を持ったのが、皆さんご存知だと思いますけど、農地を貸してくださいというチラシが入ったのをご存知ですか。1つは、岐阜農業センターという美濃加茂市の方、もう1つは中エネという会社でこれはまだ3日か4日くらい前のチラシに入っております、名古屋市の業者の方ですけど、要は中エネというのは今月の11日までに電話をくださいという内容で中身は荒廃農地をお金を出して借りますよというものなんです。そうなりますと、洞戸のような小さな所がこれから営農組合をやっているかと思っている中で、相手はお金を出して借りますよと言っておると、そこら辺の人がそういった所に借りられてしまうんじゃないかと、私は懸念をいたしております。これは洞戸のような小さな所の話で、旧関市さんの中には広範囲の農地があるのでそんな心配はないかと思いますが、この広告を見てどういうもんかなと、注視していくところもあるのかなと思っております。不在地主の方の中には農地を貸してあげるんだから料金が欲しいと、反対に有料で貸すという考えの方も中にはあると聞いておりますけど。そういう事になりますとそちらの方に傾いてしまうんじゃないかと。またある意味では遊休農地、荒廃農地が解消されるのでいいんですけど、私どもにとっては心配なところがあるということでございます。

それでは本日は通常の農地法に関する協議をいただきましてその中で関市農業振興地域整備計画に関するご審議もいただきますので、よろしくお願いたします。

○事務局課長（長屋正彦君）続きまして、産業経済部長横山がご挨拶申し上げます。

○産業経済部長（横山伸治君）今日はあいにくの天気になり雨の日になりましたが、朝からありがとうございます。ただ今、会長さんからのお話にもありましたが、今年の夏は本当に暑くて農作物に影響があるということですけど、最近になってめっきり涼しくなったというか、朝晩寒い時もあります、いい気候になってきました。今農作物に影響があるということですけど、農作物だけでなくいろんな生活面で実り多き秋になればなあ願っておるところです。特別農作物ということではないですけど、ご承知の通り今、岐阜県では豚コレラが連日のように豚コレラで死んだイノシシが発見されたということが報道されていますけど、最近では可児市の方で見つかって愛知県では犬山の方ですか、猟期を遅らせるという話も出ておるようです。関市は幸い家畜の方の豚コレラはありませんので、ほっとしているという訳ではないですけど、緊張しながら過ごしておる訳ですけど、10月の初めには疑わしいとなった時には、これは大事だという時期もありましたが幸いそうではな

く今のところきております。イノシシがそういう病気で減っていくというのは一方でいい面もあるかもしれませんが、ただ原因が豚コレラということであれば、完治するものでもないですし何とか家畜に影響がないように願っておるところです。

先ほども言いましたが、今は日本の四季のいい気候の時期の秋とか春が短くて、夏や冬が長くてというところもあります、いろいろな面でこのいい時期を過ごしていただければなと思います。

この後、私は別の公務で退出いたしますが、今日もたくさんの議事があるようですが、実りある会議にさせていただきますようによろしくお願いします。

(産業経済部長退出)

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。

7番の片岡委員1名でございます。

議事の進行につきまして、野村会長よろしく申し上げます。

○議長(野村茂君) ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。15番土屋委員、17番日置委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、西田原地内、田原小学校の東350mほどに位置する農振農用地である田678㎡。申請の目的は、賃貸借権の設定です。貸付人は、農業経営が困難なため、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。借受人は、申請地を賃貸借により借り受けて、農業経営の拡大を図るというもの。貸借の期間は、許可日より10年間となっています。なお3条2番、3条3番及び5条2番の案件と同時許可となります。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、大杉地内、大杉公民館の南東350mほどに位置する農振農用地である畑930㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、譲受人が所有する申請地は、自宅に近く、耕作しやすいため、自身が所有する土地との交換を申し出たというもの。譲受人は、申請地の面積、形状が自分の理想とするものであったため、交換の申し出に応じたというもの。3条1番、3条3番及び5条2番の案件と同時許可となります。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、大杉地内、大杉公民館の北西260mほどに位置する農振農用地区域外である登記地目宅地、現況地目畑2筆592.17㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、譲受人所有の土地が、面積、形状が自分の理想とするものであったため、交換の申し出に応じたというもの。譲受人は、申請地が自宅に近く、耕作しやすいため、自身が所有する農地との交換を申し出たというもの。3条1番、3条2番及び5条2番の案件と同時許可となります。

4番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、神野地内、下日立公民館の北北東360mほどに位置する農振農用地である田813㎡。申請の目的は、賃貸借権の設定です。貸付人は、高齢になり、通作が出来なくなり、農業経営が困難なため、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。借受人は、申請地を賃貸借により借り受けて、農業経営の拡大を図るというもの。貸借の期間は、許可日より10年間となっています。3条5番の案件と同時許可となります。

5番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、神野地内、下日立公民館の北東380mほどに位置する農振農用地区域外である田466㎡。畑2筆432㎡。譲渡人は、高齢になり、通作が出来なくなり、農業経営が困難なため、贈与するというもの。譲受人は、申請地を受贈し、農業経営の拡大を図るというもの。3条4番の案件と同時許可となります。

6番の案件 位置図は、6ページになります。申請地は、小瀬地内、小瀬グラウンドの東70mほどに位置する農振農用地である畑550㎡。譲渡人は、農地の維持・管理が困難なため、売り渡すと

いうもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

7番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、中之保地内、武儀事務所の西南西750ほどに位置する農振農用地区域外である畑2筆459㎡。田608㎡。譲渡人は、自営の塗装業が忙しく、農地の耕作・管理ができないため、売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

8番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、洞戸飛瀬地内、飛瀬集会所の南東200mほどに位置する農振農用地である畑2筆412㎡。譲渡人は、農業労働力の不足により、営農規模を縮小せざるを得ないため、売り渡すというもの。譲受人は、養蜂業を経営しており、その原料となる蜜源を確保するため、申請地を買い受けるというもの。

今回お諮りします、全ての案件につきまして、10月17日、18日に現地確認したところ、農地性ありと確認しています。

以上、所有権の移転に関するもの5件、賃貸借権の設定に関するもの3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第1号について、原案のとおり許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第1号の8件を許可することとします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、4ページになります。

1番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、円保通2丁目地内、東本郷公民センターの北西340mほどに位置する登記地目田、現況地目畑356㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用目的は、複合施設です。

申請人は、亡き夫の残した絵画等の遺品を、多くの方に見てもらいたいと考え、申請地と、隣地の土地と合わせて、展示室をメインに、喫茶室、学習室、居室等の複合施設を建築したいというものの。

10月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。ただし、5条4番の案件と同時許可となります。

以上、1件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第2号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、5ページからになります。

1番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、平賀町6丁目地内 富岡小学校の北西370mほどに位置する登記地目畑、現況地目雑種地841㎡。登記地目原野、現況地目雑種地426㎡の内、139.01㎡。なお2筆目の登記地目現況地目共に農地でないものについては、現況課税地目の方が畑ということになっておりますのでご了承ください。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。

譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地が学校に近いなど、宅地分譲地として最適であることから、申請地を買い受けて、宅地分譲として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、居住地が遠方であることから、農地として管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

10月17日に現地確認をしたところ、平成5年頃に埋め立てし、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、大杉地内大杉公民館の北西260mほどに位置する登記地目宅地、現況地目畑2筆545.68㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸住宅用地です。

譲受人は、現在美濃加茂市アパートに居住している孫が、家族が増え、現在の住宅が手狭となったことから、実家の側で住宅を新築したいため、申請地を交換により取得し、住宅用地として造成し、孫に貸すというもの。譲渡人は、申請地の代わりに土地を受けることで承諾したというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

10月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。3条1番、3条2番及び3条3番の案件と同時許可。

3番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、東本郷通6丁目地内わかさ斎苑の南東280mほどに位置する登記地目田、現況地目畑一部雑種地1,166㎡。畑297㎡。登記地目雑種地、現況地目畑359㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、建設機械販売・リース業機器、機材置場です。

譲受人は、建設機械販売・リース業を行っている会社で、申請地を買い受けて、機器、機材置場として利用したいというもの。譲渡人は、耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

10月17日に現地確認をしたところ、10年ごろ前に砂利を敷き、駐車場として利用しており、一部現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、1000㎡を超えるため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要です。

4番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、円保通2丁目地内東本郷公民センターの北西340mほどに位置する登記地目田、現況地目畑504㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用目的は、複合施設です。

借受人は、亡き夫の残した絵画等の遺品を、多くの方に見てもらいたいと考え、申請地を使用貸借により借り受けて、隣地の土地と合わせて、展示室をメインに、喫茶室、学習室、居室等の複合施設を建築したいというもの。貸付人は、借り人である母の希望を尊重し、申請地を貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっています。

10月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。ただし、4条1番の案件と同時許可となります。

5番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、馬場出地内関自動車学校の北北西220mほどに位置する畑109㎡。田396㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。

譲受人は、現在アパートに居住しているが、手狭となったため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、健康上の問題で耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

10月17日に現地確認をしたところ、田・畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、北福野町1丁目地内緑ヶ丘中学校の南350mほどに位置する田765㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。

譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地の近隣には大型店舗があり、近年住宅化が進んでいるため、申請地を買い受けて、宅地を造成したいというもの。譲渡人は、近年自宅近くで農地を購入したので、自宅から距離があり、商業化、住宅化が進んでいる申請地を、売り渡すというものの。

10月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、上白金地内西部支所の南西450mほどに位置する畑376㎡。農地の区分は、申請地の500m以内に西部支所があるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、タイヤ販売業 タイヤ置場、駐車場です。

譲受人は、タイヤ販売業を行っており、店舗のタイヤ置場・駐車場が手狭になったため、申請地を買い受けて、タイヤ置場・駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、耕作の手間がなく、農地の管理が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

10月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、中之保地内武儀事務所の北東660mほどに位置する畑257㎡。登記地目畑、現況地目雑種地122㎡。農地の区分は、住宅・事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内の農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、建設業資材置場・駐車場です。

譲受人は、申請地の近隣で、建設業を行っているが、資材やトラックを保管しておく場所がないので、申請地買い受けて、資材置場、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、遠方に居住しているため、農業を行うことが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

10月18日に現地確認をしたところ、5144番については、平成26年頃に埋め立てを行い、現況雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、中之保地内武儀事務所の南西750mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地2筆111.54㎡。農地の区分は、住宅・事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、流し台製造業倉庫です。

譲受人は、流し台製造業を行っている会社で、申請地の西側道路の向かいに工場があるが、商品倉庫が足りないため、申請地を買い受けて、倉庫を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

10月18日に現地確認をしたところ、平成9年ごろに倉庫を建築し、現況宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、洞戸小坂地内中濃消防組合洞戸出張所の南西330mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地2筆1,043㎡。農地の区分は、住宅・事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内の農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。

譲受人は、申請地が、日当たりが良く、道路に接し管理がしやすいため、申請地を買い受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、農地の管理ができないため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

10月17日に現地確認をしたところ、平成14年頃に埋め立てし、現況雑種地であるため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することができる土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、武芸川町八幡地内武芸川事務所の南260mほどに位置する登記地目田、現況地目畑565㎡の内、164㎡。農地の区分は、申請地から300m以内に武芸川事務所があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅物置です。譲受人は、南側隣接地の土地、建物を買い受けることとなったが、物置が必要なため、申請地を買い受けて、物置を作りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

10月17日に現地確認をしたところ畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの10件、使用貸借権設定に関するもの1件、計11件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言なし）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第3号の11件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

次に、議案第4号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、9ページになります。賃貸借権の設定に関するものについて、新規が、2件2筆4,471㎡。更新が、9件12筆23,633㎡です。使用貸借権の設定に関するものについて、新規が1件1筆、1,860㎡。地目は、すべて田です。地区は、保明、下有知、植野、塔ノ洞、東本郷の5地区でございます。権利の設定を受ける者は、森貴彦外でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第4号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

続きまして、議案第5号関農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○農林課課長補佐（安田学史君）説明を農林課安田に変わります。

関農業振興地域整備計画の変更ですが、先日、基礎調査に基づく計画の本文についてご意見を伺ったところですが、今回は申請に基づく変更です。農用地からの除外、編入、用途区分変更等について、農業委員会の視点、つまり農地法の視点から、ご意見をいただければと思います。

なお大変件数が多いので、ある程度まとめて審議をお願いしたいと思います

まず編入ですが、お配りしている資料の表紙をめくっていただいた1ページ目からですが、編入は農用地ではない農地等を『農用地』に変更する手続きになります。

農振法で農用地とすることとなっている農地は10ha以上の一団の農地、土地改良事業の実施地、2ha以上の農業用施設（養鶏場など）その他、地域の特性に応じた残していくべき農地が農用地とすべきとなっています。

整理番号A-1の1所在地・申請者等は3ページです。H29に申請された事業で、富野の小野地内で間伐材を蒸し焼きにし、発生したガスで発電するバイオマス発電事業を実施予定でしたが、井戸水の調査を行ったところ必要な水量が確保できないことが判明し、事業を断念したものです。

現地は土地改良の実施地で、現在も農地であるため、事業がとん挫したのであれば元々は農用地でしたので編入して農用地とすべきであると事務局では考えます。

整理番号A-3の1所在地・申請者等は4ページに、位置図は6ページです。

国道248バイパス沿いのミニストップ関東田原支店を少し南に入ったところですが、田原地区で行われた畑地整備事業H15年から行われた事業の際に、市の持分ため池等があった所を埋め立てた面積が市の持分ですが、その部分を市は農地を所有できないため雑種地として取得していましたが、H29年度に地域の農業の担い手である『ふる里農園美の関』が農地として活用したいという申出があり、市から『ふる里農園美の関』へ譲渡し、農地（栗畑）として整備されたもの。

農地にしたいという事で譲渡したもので、その時の条件として、譲渡してすぐに他の目的に使われては譲渡した目的が達成できないという事で農振農用地へ編入することが譲渡条件でした。

当該地周辺は畑地として整備されたエリアであり、同じく畑地であるため、編入することが適切であると事務局では考えます。

整理番号C-1の1所在地・申請者等は4ページに、位置図は7ページになります。H22年に申請された事業で、山田地内国道248沿いの虹ヶ丘幼稚園の北側で、老人福祉施設事業を計画していましたが従業員の確保などが困難で事業を断念したものです。現地は土地改良の実施地で、現在も農地であるため、事業がとん挫したのであれば編入すべきであると事務局では考えます。

A-1、C-1はもともと農地であり、現在も農地です。A-3についても現況では農地の状態になっています。農地法に『農地にする』という転用手続きはありません。今後、法務局の登記を畑へ変更する意向を聞いており、税務課が現況に応じ課税評価を畑に変更することになると思います。農地法では特に必要な手続きはありませんが、こちらについて、農業委員会としてのご意見をいただきたいと思います。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様の意見をお聞きします。ご意見のある方はございませんか。

○4番（佐藤平和君）小野地区のバイオマス発電所について説明をさせていただきたいと思います。実は私は、農業委員でありながら以前は小野集落営農組合の代表でした。農振除外や補助金で大変苦労しまして、どうして面積をこれからも確保したら良いかとかで苦労してきましたが、実際バイオマスをやろうとしている白鳥に本社がある会社が、名刺には沢山の事業をやっていると書いてありますが実際には本社を見に行きますと極めてお粗末な所です。総費用が20億もかけてバイオマスの発電所を作るという事でしたが、先ほど安田さんからご説明があったように燃料になる材木が集まらないという事でした。当初は、郡上の森林組合、中濃の森林組合から廃材とか間伐材を利用してバイオマスの発電所を作るという計画でしたが、当初から会社と私どもは交渉をしましたが、はたして材料が集まるのか、発電することによって環境の変化がどう変わるのか、排水をどうするのかとか、橋の問題だとかそういう事について再三交渉しましたが、途中から今年の7月頃だと思



いますが、全く誠意がなく何度電話しても会ってはもらえなかったというような状態でした。結果的に9月の初めにもう辞めたと本人からではなく、行政書士から電話がありお会いしましたら、県か国から許可が出なかったというお話でしたが、当初申請する場合に会社とか背景とかをもっと調べて受付けていただければありがたいと思っております。極めて不本意な事ですが、お陰様で農振に入るとい事で、今度また私どもの地区が麦を作らなければなりません。そういうような状態です、よろしくお願ひします。

○議長（野村茂君）佐藤委員さんこれは反対という事ですか。

○4番（佐藤平和君）反対ではありません。地元の方は正直言ひまして大半が売りたいばかりでした。だから私の方の組合は、中間管理機構に10年間の契約で登録していましたが、それを解除することに当初は賛成しました。今も今度農地になりますので、喜んでやらさせていただきます。だからみなさんに賛成していただきたいと、まだ助けて頂きたいことがあります、事前にもっと調査をして絶対に間伐材でバイオマスの発電所は全国で利益が上がってプラスになっている所は1件もないという事でございます。

○議長（野村茂君）その他ご意見ございせんか。

（意見なし）

ないようですので、お諮りします。農業委員会として、この3件の編入について一括して異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のない方の、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手をいただきましたので異議なしとして回答いたします

○農林課課長補佐（安田学史君）続きまして除外について説明させていただきます。

お配りしている資料9ページ目から除外が始まっていきます。

除外は農用地である土地を別の事業に使用するとして農用地から外すものです。

農振法の除外が可能な案件かどうかの基準としては、

1. その事業がその場所でしか実施できなくて、すぐに行く必要があるか
2. 周辺の他の農地を一体的に利用しようとした際に邪魔になる位置にないか
3. 地域の農業の担い手の方の土地集積に影響がでないか
4. 農業用水等に影響がないか
5. 土地改良事業の効果が十分発揮された後か

といった確認を農振協議会等で行いますが、農振的には問題がなくても、あきらかに農地転用ができないものであれば、事業ができない意味のない除外となるため、今ある情報から農地転用の見込みがあるかどうかをご判断いただければと思います。農転の見込みがない、除外後の手続きができない事業は、除外も行わないという判断になります。ただここで転用の見込みがあるというお話をいただいて除外された後であっても、農地転用の実際の手続きは除外の後に行われこの場で改めて審査を行い転用を認めないといったことは十分にありえます。

その他、事業の途中で何か問題があるとか、他の法令が下りないとか、事業が出来なくなった場合は編入の手続きが行われることとなります。

富野地区からは除外の申請はありません。富岡地区・田原地区を一括して説明いたします。

まず、事務局として農地転用の基準を満たすと考える案件をご説明します。

富岡地区 A2-1番。所在地・申請者等は12ページに、位置図は13、14ページです。国道418号線の富津橋のたもと南側の小規模な農地集団の一角です。農家住宅の拡張です。こちらは実は無断転用で事業が実施されており、始末書が提出されています。

土地改良の実施直後の昭和57年頃、住宅に隣接する農地の法面の1m程の段差を、法面部分は農地ではなく、宅地の一部であるという認識で埋め立て、住宅を拡張していたものです。この法面部分は農地の一角であったその部分を分筆して整理するもの。

南側は長良川鉄道で、北側は国道418号の富津橋橋梁の土手で区切られた住宅等が連担する区域に近接する小規模な農地で2種農地と判断します。

農転許可基準で1種農地の許可基準で『集落に接続して設置される近隣に居住するものの生活等に必要な施設』というものがありますが、それと同じ基準が適用されますので2種農地ですけれどそのまま農地転用が可能かと思ひます。

富岡地区 A2-2 番は、農振除外の基準に満たない可能性が高かったため、その旨説明をしたところ取下げる旨連絡がありました。

田原地区 1 番 所在地・申請者等は 18 ページに、位置図は 19 ページです。

国道 248 号線 ミニストップ 関東田原店から南に 30m くらいすぐ西側に板金業工場がありこの板金工場が拡張するものです。

隣接する工場が業績の向上にともない、隣接地で事業を拡大するもの。こちらは土地改良の実施地で 1 種農地ですが、既存施設の 1/2 以内の拡張で農地転用の許可基準を満たしていると考えます。

2 番は後ほど説明します。

3 番 所在地・申請者等は 18 ページに、位置図は 22 ページからです。西田原の大規模農地の端で、県道坂祝線から田原下水処理場へ向かう道の交差点の喫茶店エンジェルワードと集落の間になるところです。エンジェルワードの娘夫婦が一般個人住宅を建てるといふもの。土地改良の実施地で 1 種農地ですが、集落に接続して設置される住宅ですので、農地転用の許可基準を満たしていると考えます。

4 番ですが、同じくエンジェルワードの駐車場が無断転用されていたものを整理するもの。こちらも 1 種農地ですが、集落に接続して設置されるため転用の許可基準を満たしていると考えます。

戻りまして 2 番ですが、国道 248 号線 ミニストップ 関東田原店から北に 300m くらいの区画の中ほどで、(株)ワールドパーツの事業所の隣に、ワールドパーツの息子さんのための一般個人住宅を作りたいといふものです。土地改良の実施地で農地区分としては 1 種農地に該当するかと考えます。1 種農地の場合通常、集落に接続して設置される近隣に居住するものの生活・事業等に必要な施設、既存施設の 1/2 以内の拡張などの場合は許可されますが、この周辺が集落とみなせるかどうかですが、今年の夏の農地法・農振法の研修会が国主催で行われましてその際に、まわりがみな同じように家と家の間が離れている場合は、多少家と家の間が離れていても集落とみなせるが、周りの集落部では家が密集していて、そこから少し離れて家がぽつぽつとあるような場合は、その離れた家は集落とはみなさない旨の見解が、図示されて国の担当者から示されました。

この見方で周辺地を見ると、東田原や大杉の集落部は家が集まっており、それと比較すると申請地周辺は家が密集しておらず、集落とみなすのは困難と考えます。そうなると、集落に接続していないため許可基準に満たない。また隣接するワールドパーツは工場兼住宅ですので、この拡張として不可分一体として整備されるのであれば、既存施設の 1/2 以内の拡張なんですけど、今回の申請は一般個人住宅という事で、一体不可分に設置する必要はなく許可基準に満たないという事になるかと思えます。

また、東側のワールドパーツですが、地図を見て頂きますと、大きい四角があるところと小さい四角があるところと東側のブロックが分かれていますと思えますが、一番北側の大きい四角があるブロックは、農振除外がされて農地転用がされていますが、この南側は除外も転用もされていません。現場を見に行きますと、倉庫が作られていたり、池が作られていたりという事で、無断転用の疑いがあります。昨年に同じく東田原の農家住宅の周りに無断転用で埋め立ててしまっているところで、そちらも農地転用の許可基準がなく除外されなかった事案があるんですが、その事案も今回の申請者の別の息子さんの土地という事で、一部だけ除外転用が認められてもその周りまで埋め立てて別の目的に使うというものが 2 件続いているというそんなような申請者の方ですので、ここを転用除外を認めた場合には筆全体が無断で転用される恐れが高いというふうに事務局では考えていますので、無断転用が解消されるまで転用を認めるべきではないと考えます。

これらについて行政書士を通じ申請者に事業計画の見直しを依頼していますが、返答がありません。

ここまで 6 件についてご意見をいただきたいと思えます。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたので、5 件の案件について、委員の皆様の意見をお聞きします。事務局としては、田原地区 2 番は農地転用の許可基準に合致しないが、富岡地区 1 番、田原地区 1 番 3 番 4 番は許可基準に合致するとのことでしたが、ご意見はございませんか。

○5番（遠藤昭治君）Aの3番と4番ですが、1筆で1000㎡を超えていてそれを2つに分けたということですね。こういうのは1000㎡超えてるけど何か要りますか。

○農林課課長補佐（安田学史君）同一の事業ではないので、要らないですね。

○5番（遠藤昭治君）そういう事ですか。

○議長（野村茂君）他にご意見はありませんか。

（意見なし）

それでは、お諮りします。富岡地区1番、田原地区1番3番4番について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手をいただきましたので、異議なしとして回答いたします。

それでは田原地区2番について農地転用の許可基準に合致しないという説明が事務局よりされましたが、これについてご意見をお伺いいたします。

（意見なし）

意見もないようですので、田原地区2番について農地転用の許可基準に合致しないと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手をいただきましたので、許可基準に合致しないと回答いたします。

○農林課課長補佐（安田学史君）続きまして関、倉知、下有知、小瀬地区を一括してお願いいたします。

農地法的には、特に問題がある案件はないと考えます。

関地区 所在地・申請者等は24ページに、位置図は25ページです。ファミリーマート円保通店の奥の排水路で区切られた区画に建売分譲住宅を建築するというものです。南側は都市計画の用途地域で市道で碁盤目状に区切られた区画が並んでいる地域で、申請地も市道と水路で区切られたブロックが40%以上が宅地化されており3種農地と考えます。3種農地であれば原則農転が認められます。

倉知地区 B2 所在地・申請者等は28ページに、位置図は29ページです。

ケーズデンキの北東側で、駐車場と分譲住宅の間の農地で農家住宅を建築しようとするもの。住宅等が連担する区域に近接する10ha以下の小規模農地ですので、2種農地に該当すると思います。農転許可基準で代替地で実施できないものであれば、実施出来るというものです。代替地の検討が不十分で補正を依頼していますが、農振除外が認められれば代替地の検討がされるということです。代替地の補正がされたという前提でご判断をいただければと思います。代替地が検討されればこちらも農地転用は認められると考えます。

続きまして下有知地区です。所在地・申請者等は32ページに、位置図は33ページからになります。

1番目ですが、国道156号が東海環状自動車道をくぐるところから50m程北の1ブロック西に入ったところで長良観光バスの裏で、建売分譲住宅を行うものです。こちら一部が無断転用で通路になっていますが、このブロックも周辺も住宅等が相当数連担しており、3種農地に該当するかわかるとおもわれます。3種農地であれば原則的に転用が認められるものと考えております。

2番につきましては、1番のすぐ西側になりますが、更にその西側のお宅の通路・駐車場にしたという申請です。こちらも住宅等が相当数連担している区域で3種農地に該当しますので、3種農地は原則転用が認められると考えております。

3番目は35ページになります。下有知ふれあいセンターの北側で地域からの要望により市が公園を設置するものです。下有知小学校、保育園が500m以内にあり、西側の道路には上下水が埋設されており、この道路は市道で幅4m以上ありますので3種農地に該当するところですが、3種農地は原則転用が認められると考えます。

4番 36ページです。長良川鉄道の関市役所前駅から100m程南西に行ったところで隣接する大野ナイフ製作所の現在の駐車場に工場を新設するため、不足することになる駐車場を補うものです。駅から300m以内は3種農地ですので、こちらも原則的には農転が認められるところですが、

5番 37ページです。県道松森線沿いの三ツ星刃物の工場のすぐ東側で用水との間の広い農地を分筆し、農家住宅を作りたいというものです。土地改良の実施地で1種農地に該当するかと思いますが、三星刃物さんを通じて集落に接続して設置される集落に住まわれる方の住宅ですので、こちらにも転用は認められるかと思えます。

続きまして40ページ小瀬地区です。こちらは、サンダヤの南西90mほど、無量寺のとなりの農地で無量寺の住職がお亡くなりになり管理する方がいないという事で、無量寺の住職の娘さんが離れた所に住んでみえますが、無量寺の管理を地域からお願いしたところ、管理をするために近くに住宅が必要という事で、こちらに住宅を設置されるものになります。土地改良の実施地で1種農地と思われそうですが、集落に接続して設置される住宅ですので農地転用の許可基準には影響がないかと思えます。

ここまで8件についてご意見をいただきたいと思えます。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。事務局としては、この8件すべて許可基準に合致するとのことでしたが、ご意見のある方はございませんか。

（意見なし）

それではこの8件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手のため、8件について異議なしとして回答いたします。

○農林課課長補佐（安田学史君）続きまして、小金田・保戸島・千疋・西（広見池尻）の4件です。農地法的には、特に問題がある案件はないと考えます。

小金田地区44ページです。位置図は45ページになります。特別養護老人ホームの東側の集落の一角ですが、申請者の方のお父さんの敷地ですが、土地は親戚からの借地で、実家に戻るために息子が建て直そうとしたところ、土地の一部の返却を求められたため、既存の敷地を北側の田にずらして住宅を建てようとするものです。こちらは、土地改良の実施地で1種農地ですが集落に接続して設置される住宅になりますので、農地転用は問題ないと思っております。

次は48ページ保戸島地区になります。保戸島の南部にあるコンクリート製品製造業が元々、迫間とこことで二か所事業所があったが、迫間の方は収束していくという事で、保戸島に事業所をまとめている所だそうです。工場の製品置き場を設置するものです。保戸島地区でトータル6500㎡程度を確保したいという事でH27年、H28年にも同様の申請がありまして、今回の申請で概ね3000㎡程度が確保されることとなります。土地改良の実施地で1種農地ですが、既存の施設の1/2以内の拡張となりますので、農地転用の基準には合致すると思えます。

続きまして千疋地区で申請地・申請者等は52ページに、位置図は53ページになります。

県道関本単線のミニストップ関千疋店の北側の農地5000㎡程に建設業事務所・宿舍・資材置場を作ろうとするもの。元々は高山にある業者ですが、事業拡大のため関市に引っ越ししてきたいというものです。土地改良の実施地で1種農地ですが、集落に接続して設置される施設という事で、農地転用は問題ないと考えます。

続きまして56ページ西地区（広見）です。国道418号沿いのゲンキー関広見店の東側で医療機器製造工場が事業拡大の為、隣接地を一体的に使用し工場を拡張しようとするものです。土地改良の実施地で1種農地ですが、集落に接続して設置される施設ですので農地法上問題ないと考えます。

以上4件についてご意見をいただきたいと思えます。

○議長（野村茂君）ここまでの案件について、事務局の説明が終わりました。事務局としては、この4件すべて許可基準に合致するとのことでしたが、ご意見のある方はございませんか。

（意見なし）

それではこの4件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手のため、4件について異議なしとして回答いたします

○農林課課長補佐（安田学史君）続いて洞戸、武芸川、武儀地区の5件をお願いいたします。

洞戸地区 60 ページ、位置図 61 ページからになります。

1 番 菅谷地区のグラウンドのそばで太陽光発電施設を設置するものです。住宅が連担する区域に近接する 10ha 以下の農地集団で 2 種農地と考えます。他では実施できない事業であれば農地転用は認められます。周辺の農用地でない農地がありそこを一体利用するというような代替地検討が出てきました。他ではできないという事で、転用の許可基準を満たすと考えます。

2 番 位置図は 63 ページです。飛瀬集落の南端の小規模な畑の一角で集落の奥にある秋田屋が清涼飲料水製造用の井戸を設置しようとするもの。住宅等が連担する区域に近接する 10ha 以下の農地で 2 種農地に該当するかと思います。他では実施できない事業であれば農地転用可能という事で、工場近隣の水源として有望な箇所が代替地が検討され、他ではできないとのことで転用基準を満たしていると考えます。

続きまして武芸川地区、66 ページになります。位置図は 67 ページからになります。

1 番 武芸川保育園近くの集落の端で地元で U ターンし地域で居住している息子世帯と同居するための住宅を作られるものです。武芸川保育園、病院が 500m 程度以内にあり、東側の道路は市道で幅 4m 以上あり上下水が利用できる土地ですので 3 種農地に該当すると考えます。3 種農地は原則農転可能と考えます。

2 番 69 ページに位置図があります。先程農地転用の申請が出ており住宅を取得されるというもので、その同じ所の隣接地で住宅に住まわれる方が金属製品製造業作業所を作られるというものです。市の支所等から 300m 程度以内ですので 3 種農地に該当するかと思います。3 種農地であれば原則農転可能であると考えます。

続きまして武儀地区 72 ページからで位置図は 73 ページからになります。

1 番 大洞地区の奥で上之保との境にある小規模農地ですが、こちらで太陽光発電施設を設置するというものです。公共投資の対象となっていない小規模農地等で 2 種農地と考えます。他では実施できない事業であれば可能という事ですが、代替地の検討が不十分であるので補正を依頼しています。農振除外される際には代替地検討がされたものという事で、代替地検討がされるという前提で判断をお願いしたいと思います。代替地検討がされここでしか出来ない事業であれば、転用の許可基準を満たすと考えます。

この 5 件で除外は終わりです。ここまでの案件についてご意見をいただきたいと思います。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。事務局としては、この 5 件について許可基準に合致するとのことでしたが、ご意見のある方はございませんか。

（意見なし）

意見がないようですので、この 5 件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手のため、異議なしとして回答いたします。

次に、用途区分変更について事務局の説明をお願いいたします。

○農林課課長補佐（安田学史君）用途区分変更ですが 75 ページからになります。

農振整備計画では農用地等の使用方法を田畑・果樹園等として使用する『農地』、農業用倉庫や出荷選別施設などの『農業用施設用地』、放牧などに使う『採草放牧地』、林のようにになっている放牧地『混木林地』の 4 つのなかから 1 つ指定しています。

この『用途区分』についても各人が自由に変更できず、農振計画の変更が必要で、この手続きが用途区分変更です。

用途区分変更は、所在地・申請者等は 77 ページからになります。

富野地区 位置図は 79 ページです。

A-1 の 1 番 上大野地区の一番南側でファーム上大野が農業用施設、トラクターやコンバインを入れる倉庫や乾燥などを行う作業所を作っておられますが、ここに隣接して農業用施設を拡張するものです。現在の事業地に隣接するもので、合理性があると考えます。土地改良の実施地で 1 種農地と考えますが、農業用施設は 1 種農地であっても転用可能です。

次に田原地区 位置図 80 ページです。

A-3 の 1 番 春里町の方が以前取得し、田から畑地転換をした土地で、半分くらいをイチジク畑として農地、半分くらいに出荷選別場を作るというもの。土地改良の実施地で 1 種農地ですが、1 種農地であっても農業用施設は転用可能です。

次に小瀬地区 位置図 8 1 ページです。

B-4 の 1 番 (株)オザキの経営者が別に立ち上げた農業法人ビーファームが農業用倉庫と、大豆の選別・加工などを行う施設を作られるものです。すでに西の道路側の一部が農業用倉庫を作っているみえ、おそらく 200 m<sup>2</sup>未満であれば問題ないと判断されて設置されたものかと思いますが、農振農用地の場合には使用用途が定められており、用途が違えば設置が出来ないので無断転用状態になっております。筆全体に施設を広げるにあたり、無断であった状態も整理するものです。土地改良事業の実施地で 1 種農地ですが、農業用施設は 1 種農地であっても転用可能です。

以上 3 件が用途区分変更です。この案件についてご意見をいただきたいと思っております。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。事務局としては、この 3 件について農業用施設にするものは許可基準に合致するとのことでしたが、ご意見のある方はございませんか。

○3 番(川村信子君) 2 番の案件ですが、田を見てきたんですが台風でハウスが壊れてしまい、イチジクはなって木は植わっているんですが、さほど木はない。それで加工業者としてなり得るのかなど。競売で買われた土地なんですけど、はっきりした事は分らないんですが、それで商売になるのかなど。植わってはいるけど、商売になるほど植わっていないんです。

○2 番(井戸恒男君) ぱらぱらっと植わっているだけで。

○農林課課長補佐(安田学史君) 今 10 本くらいですね。これから広げていこうという計画ではあるんで。農振の協議会では時期尚早であろうというところで、農振的には認めるべきではないんじゃないかという意見が地区協議会の方からは出ています。今回は農地法の観点からという事で、農業用施設は 1 種農地であっても設置は認められるというのが、まず 1 つの観点ということです。

○議長(野村茂君) それで最終的には、転用としてはここではないという事で。

○農林課課長補佐(安田学史君) 農振の全体会の方では、地域からここはまだ農業用施設とするのは時期尚早であるという意見が出たという事で認めないという回答をする予定です。

○議長(野村茂君) 川村さん、よろしいですか。

○3 番(川村信子君) また 26 日に会議がありますので、その時に。

○議長(野村茂君) 今、ご説明があったように転用としては、合致しているということですのでそういう視点から見ていただければと思います。

他にご意見ございませんか。

(意見なし)

それでは用途区分変更の 3 件について、許可基準に合致するという事で異議のないの方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手のため、3 件について異議なしとして回答いたします。

続きまして、その他の変更について事務局の説明をお願いいたします。

○農林課課長補佐(安田学史君) その他の変更ですが、農振法も、農地法もいくつか特例があり、電気事業者の中部電力や関西電力が送電・配電のために設置する施設や、電気通信事業者、携帯電話会社の KDD I やドコモが基地局を作る場合においては、農振整備計画の変更や、農転の許可を取ることなく事業が可能であるため、その計画書が農業委員会に出されているため、その部分については、許可なく事業が出来るので計画から除外していきたいと思っております。

所在地・申請者等は 8 5 ページになります。

まずは武芸川で関西電力が送電用の鉄塔を建てるというものです。位置図は 8 7 ページになります。跡部地区の一番南側で面積は広いですが、送電用の鉄塔をたてられるそうです。

位置図 8 8 ページには、上之保の川合地区に KDD I が携帯電話の中継局を建てるとのものです。こちらについては、特に許可が必要なものではないので、こちらについては農振計画から除外する必要があるものです。

以上 2 点がその他の変更です。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。その他の変更 2 件について、ご意見のある方

はございませんか。

(意見なし)

それでは異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手のため、異議なしとして回答します。

それではここで休憩を取ります。10時35分まで休憩とします。

(休憩)

(10時35分 再開)

○議長(野村茂君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第6号 関市地域農業振興計画の変更・検証についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農林課課長補佐(安田学史君) ひき続きまして、農林課安田の方から説明いたします。

そもそものこの関市地域農業振興計画がどういったものか、まず説明します。

農振の除外基準に、土地改良事業の効果が十分発揮された後かということ为先ほど説明させていただきましたが、事業完了から8年を経過していることが必要で、経過していない土地については原則、除外が認められませんが、用水の改良などの場合は、『農業の振興を図る施設を設置』する場合で『土地改良施行者の同意がある』ものであれば、認められる場合があります。

ただこのやり方でやる場合は、この関市地域農業振興計画にこの施設はどんな目的で設置されるのかというのを記載し、その効果が発揮されているかどうかというのを継続的に検証することになっています。

今年度、肥田瀬用水の受益地で2件、倉知用水の受益地で1件の申請がありました。

肥田瀬用水は1件取下げがありましたので、実質、肥田瀬用水1件、倉知用水1件です。先ほどご意見をいただいたものになりますが、そちらについてこの8年を未経過という事で、この計画に記載する事で事業が可能になるというものです。また、H27年度(H28.2)に申請された案件もすでにこの計画に載っておりまして、昨年度はその計画が目的通りに使われているか、効果を発揮しているかどうかというところの検証を行い、検証については問題がないというご意見をいただいたところですので、それについても後程ご意見をいただきたいと思っております。もし違う目的で使用されているような場合には改善を求めていくというところです。計画で意図した目的の効果が発揮されているかどうかというところが観点になります。

それではまず、今年度申請分ですが、取下げがある前に資料をお送りしておりますので2件とも載っておりますが、肥田瀬2件と倉知1件の合計3件が計画に出てきます。4ページに一覧表がありますが、下から3行のH30-1が肥田瀬地区1番、H30-2は先ほど取下げがあったという肥田瀬地区の2番です。H30-3が倉知地区の農家住宅です。この3件についてこの地区にこんな施設が作られるという計画を市の計画に載せるという事になります。

同じように6ページ、7ページにどなたがやられるとか、現在の地目がどうなっているかです。6ページの471㎡は、もうすでに事業に使われている土地全筆を合わせての面積となっております。同じく8ページですが、その内の農用地はどれだけかというもので、H30-1は、農用地がその内の92㎡という整理となっております。同じようにずっと表が続いておりますが、

H30-1 肥田瀬地区につきましては、先程も除外の所で説明させていただきました、農家住宅の拡張という事で、先ほど除外案件の際に、問題ない旨のご意見をいただいておりますので、同様に問題ないと考えます。

H30-2 肥田瀬地区につきましては、取下げる旨の連絡がありましたので記載を行いません。

H30-3 倉知地区につきましては、ケーズデンキの北側に農家住宅を建築しようとするものですが、先ほど除外案件の際に、問題ない旨のご意見をいただいておりますので、同様に問題ないと考えます。

まず、新しく追加するものについて、ご意見をいただければと思っております。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。ご意見はございませんか。

(意見なし)

それでは変更について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のないの方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手をいただきました。変更について異議なしとして回答いたします

○農林課課長補佐(安田学史君) 続きまして検証なんです、11ページからになります。昨年も検証していただきましたが、H27年に申請が出た所で、

H27-1,2は、岐阜県が実施する肥田瀬用水頭首工改良事業の受益地です。

H27-1は、関中央病院の駐車場です。現場を確認してまいりましたが、確かに職員駐車場として使用されており、その効果を発揮していました。

H27-2は、コーポレーション金子の駐車場です。現場を確認してまいりましたが、半分程が駐車場で半分程に工場が建設されておりました。計画に求めている効果が農業の担い手の確保という事で、元々の申請は駐車場だけれども、工場を建てていても問題がないかという事を県に確認したんですが、計画で求めているのは効果が発揮されているかどうかという事で、求めている効果は農業の担い手の確保という事で、工場として使用されていても雇用される人間がいれば地域の農業の担い手も確保出来ていくというところで、問題ないのではないかとということでしたので、問題ないと考えております。

H27-3,4は、岐阜県が実施する倉知用水頭首工改良事業の受益地で、倉知地内の公衆用道路です。マーゴウエストの南側で、倉知神社の西側の狭い道路だった所を拡幅した所です。現場を確認してまいりましたが、確かに公衆用道路として使用されており、その効果を発揮していました。

H27-5~7は岐阜県が実施する川平用水頭首工改良事業の受益地です。

H27-5は、農業従事者の駐車場及び資材置き場、H27-6,7は農業従事者のための住宅ですが、まだ事業は実施されていなかったため、事業者から事情を伺いました。通常であれば、農振除外の際には2年以内に事業を実施してもらうものですが、もう2年経過しているため、どうなのか確認したところ、速やかに事業を実施するという事で書面で回答をお願いしております。

議会の三輪議長ですので、確実にやられると信用しても問題ないと思います。書類はまだ出されていませんが、確実に出すとお約束いただいておりますので、こちらについても問題ないと考えております。以上の事業検証について、ご意見をお願いいたします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。ご意見のある方はございませんか。

(意見なし)

それではこの検証について、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手のため、適正に検証されていると回答いたします。

以上で、農業振興計画に関する議案はこれで終了いたしました。

農地法の議案に戻りまして次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。

賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。議案は、13ページになります。

1番の案件 届出地は、北福野町1丁目地区の田765㎡。賃借人は、(有)中濃農産です。合意解約日は、平成30年10月1日です。

以上、報告させていただきます。

○議長(野村茂君) 報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 次回農業委員会の総会は平成30年12月6日木曜日の午前10時から市役所6階の大会議室で予定しております。

閉会の挨拶を、安田職務代理よりお願いします。

○職務代理(安田孝義君) 通常の議題の外に30年度の農振の議題もあり、慎重に協議をいただき、ご意見もいただきましてありがとうございます。これをもちまして総会を終了させていただきます。ご苦労さまでございました。



午前10時53分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市洞戸市場551番地

印

---

15番 関市上之保1242番地1

印

---

17番 関市板取3752番地1

印

---